

答 申 第 43 号
平成 27 年 3 月 17 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

公文書の公開決定及び部分公開決定に係る異議申立て
に対する決定について（答申）

平成 26 年 7 月 23 日付け諮問第 45 号で諮問のあった下記の公文書に係る標
記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

実施機関が特定の事業協同組合に対して行った調査に係る業務文書等の
公開及び部分公開の件

答 申

第 1 審議会の結論

本件異議申立ての対象となった公文書公開決定及び部分公開決定において兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が公開とした部分のうち一部は非公開とすべきであるが、その他の部分を公開とした実施機関の判断は妥当であり、その詳細は、別表の「左についての審議会の判断」欄に記載したとおりである。

第 2 諮問経緯・対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

平成 26 年 6 月 17 日、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）があった。

2 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

平成 26 年 6 月 23 日、実施機関は、本件公開請求に係る公文書には異議申立人に関する情報が記載されているとして、条例第 14 条第 1 項に基づき、異議申立人に通知し、意見書提出の機会を与えた。

同月 30 日、異議申立人は、実施機関に対し、公開決定に反対する旨の意見書を提出した。

3 実施機関の決定

平成 26 年 7 月 8 日、実施機関は、公文書公開決定処分及び公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、本件公開請求を行った者（以下「本件公開請求者」という。）に公文書公開決定通知書及び部分公開決定通知書を送付するとともに、異議申立人に対し、公開決定に係る通知書を送付した。

4 異議申立て

平成 26 年 7 月 22 日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

5 異議申立ての対象

本件異議申立ての対象である公文書は、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 号に定める事業協同組合である異議申立人の業務について、同法に基づき異議申立人への指導・監督権限を有する実施機関に対して、特定の個人から苦情申立てがなされ

たことを受け、実施機関が事実関係の調査を実施した際に作成、取得した次の文書である。

・調査に際し、実施機関が作成・取得した文書

- ①調査項目〔個別契約事項〕 (以下、「対象公文書1」という。)
- ②調査項目〔一般的事項〕 (以下、「対象公文書2」という。)
- ③苦情申立人の主張 (以下、「対象公文書3」という。)
- ④調査結果〔個別契約事項〕 (以下、「対象公文書4」という。)
- ⑤調査結果〔一般的事項〕 (以下、「対象公文書5」という。)
- ⑥異議申立人が苦情申立人に送付した連絡文書 (以下、「対象公文書6」という。)
- ⑦実施機関と苦情申立人の面談概要及び今後の対応 (以下、「対象公文書7」という。)

・調査時に、異議申立人が実施機関に提供した文書

- ⑧共済代理所委託契約書 (以下、「対象公文書8」という。)
- ⑨共済募集人届出 (以下、「対象公文書9」という。)
- ⑩自動車共済契約申込書 (以下、「対象公文書10」という。)
- ⑪自動車共済契約状況一覧 (以下、「対象公文書11」という。)
- ⑫契約に係る共済掛金比較表 (以下、「対象公文書12」という。)
- ⑬共済掛金等領収報告票 (以下、「対象公文書13」という。)
- ⑭共済掛金等領収証 (以下、「対象公文書14」という。)
- ⑮掛金振込先口座の連絡文書 (以下、「対象公文書15」という。)
- ⑯分割共済掛金確認書 (以下、「対象公文書16」という。)
- ⑰保管資料一覧表と保管期限 (以下、「対象公文書17」という。)
- ⑱異議申立人の委託元の関係先から苦情申立人への連絡文書 (以下、「対象公文書18」という。)

異議申立人は、別表の「実施機関が公開とした部分」欄の情報(以下「本件係争部分」という。)を非公開とするよう求めて、本件異議申立てを行った。

6 本件処分の執行停止

平成26年7月22日、異議申立人は、実施機関に対して本件処分の執行の停止を申し立てた。

同日、実施機関は、行政不服審査法第48条で準用する同法第34条第2項の規定により、本件異議申立てに対する決定を行うまで本件処分の執行を停止することを決定し、本件公開請求者及び異議申立人に通知した。

7 諮問

平成 26 年 7 月 23 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、兵庫県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件異議申立てに対する決定について諮問した。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分（対象公文書を非公開とした部分を除く）を取り消し、非公開とするよう求めるものである。

2 異議申立ての理由等

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭で述べた本件異議申立ての理由並びに公開決定に対する意見書で述べた本件係争部分を含む全ての対象公文書を公開すべきでないとする理由は、次のとおり要約される。

(1) 条例第 6 条第 1 号該当

対象公文書 1、3 ないし 7、10 ないし 16、及び 18 については、全体の記述内容から特定の個人を識別できる情報が記載されている。また、対象公文書 1、3 ないし 16 及び 18 については、当該苦情申立人が見れば、実施機関が非公開とした個人名を識別可能である。

これらについては、いずれも通常他人に知られたくないものであると言えるため、当該文書はその内容全体が、条例第 6 条第 1 号に定める非公開情報に該当する。

(2) 条例第 6 条第 2 号該当

ア 対象公文書 1 ないし 7、15 及び 18 については、以下の(ア)、(イ)、(ウ)により、その全体が条例第 6 条第 2 号に定める非公開情報に該当する。

(ア) 苦情申立人の主張内容やそれに対する異議申立人及び異議申立人の共済契約の委託元（以下、「委託元」という。）の対応等及び異議申立人の内部の管理体制等に関わる事項が詳細に記載されているため、異議申立人が事業活動を遂行する上で公にされることなく保護されるべきノウハウ又は内部管理情報にあたる。

(イ) 当該苦情申立てがなされた事実及び実施機関から調査がなされた事実が明らかになった場合、仮にこれが真実とは異なる場合でも、異議申立人の業務に対する社会的評価及び信用が低下する。

(ウ) 苦情申立てに対する異議申立人の内部的な対応方針や見解等を開示することになれば、異議申立人及び委託元の内部方針が事前に覚知されることになり、今後の適正な争訟活動が妨げられる。

イ 対象公文書 8 ないし 14、16 及び 17 については、異議申立人及び委託元と苦情申立人との契約関係に関する文書であり、通常外部に公開される性質のものではない内部管理情報にあたるため、その全体が条例第 6 条第 2 号に定める非公開情報に該当する。

(2) 条例第 6 条第 6 号該当

ア 対象公文書 1 ないし 5 については、以下の(ア)、(イ)、(ウ)により、その全体が条例第 6 条第 6 号に定める非公開情報に該当する。

(ア) 実施機関の調査方法及びその過程等の詳細をうかがい知ることができるものであり、公にされると、実施機関の監査ないし検査の事務において正確な事実の把握を困難にするおそれがある。

(イ) 苦情申立ての事実及びその対応が開示されると、実施機関の任意の調査に容易に応じることができなくなり、実施機関の監査及び事実調査等において正確な事実の把握を困難にするおそれがある。

(ウ) 争訟に発展しうる案件において、正確な情報を提供できなくなる等、実施機関の指導・監督権限に基づく調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 対象公文書 8 ないし 18 については、第三者に公開される可能性への言及がない中で、実施機関の調査に協力するために任意で提出した文書が開示されると、今後実施機関の任意調査に容易に応じることができなくなるため、上記アの(ア)ないし(ウ)と同様に、その全体が条例第 6 条第 6 号に定める非公開情報に該当する。

第 4 実施機関の説明要旨

意見書及び意見陳述において述べられた公開理由等は、次のとおり要約される。

本件係争部分については、以下の 1 ないし 3 のとおり、条例第 6 条第 1 号、第 2 号及び第 6 号に定める非公開情報に該当しないため、公開した。

1 条例第 6 条第 1 号非該当

本件係争部分からは、苦情申立て事実や当該契約が存在することは識別されるものの、個人の氏名等、特定の個人を識別することができる情報は記載していない。

そのため、本件係争部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものにはあたらないため、公開とした。

2 条例第 6 条第 2 号非該当

本件係争部分には、苦情申立てに係る個別事案への対応等が記載されているものの、その内容は、実施機関が行った調査において事実関係を確認した範囲に限定されているとともに、あくまでも関係法令等やそれらに基づく内部規定等で定められた業務執行方法・手順に沿って行われた手続き等に関するものであり、異議申立人が事業活動を行う上で公にされることなく保護されるべきノウハウ等や内部的な管理体制を明らかにするような内容は含まれていない。

そのため、本件係争部分は、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、公開とした。

3 条例第6条第6号非該当

本件係争部分に記載されているのは、苦情申立人から聴取した事項について検討し、事実関係の確認を要するとの判断に基づき、実施機関の有する指導・監督権限の範囲で実施した特定の事案に関する調査に関するものであり、当該調査の方法や態様が一般に明らかになっても、今後実施機関が行う監査ないし検査には何ら影響を与えるものではない。

そのため、本件係争部分は、公にすることにより、実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、公開とした。

第5 審議会の判断

審議会は、異議申立人の主張、実施機関の説明及び審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

異議申立人は、本件係争部分が条例第6条第1号、第2号及び第6号の非公開情報に該当するため、非公開となることを主張している。

1 条例第6条第1号、第2号及び第6号に定める非公開情報について

(1) 条例第6条第1号について

条例第6条第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものが公文書に記録されている場合は、非公開とすることを定めている。

なお、「特定の個人を識別することができるもの」とは、その情報だけでは特定の個人を識別できないが、他の情報と比較的容易に関連づけることができ、そのことにより、間接的に特定の個人を識別できる場合も含む趣旨である。

(2) 条例第6条第2号について

条例第6条第2号は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む

個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、非公開とすることを定めている。

このうち、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、以下のア、イ、ウのようなものが該当する。

なお、「おそれがある」とは、法人等の事業活動に何らかの不利益が生ずる可能性があるというだけでは足りず、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が具体的に侵害されると認められることをいうものである。

ア 生産技術上のノウハウ、企業の商品売上額、販売効率、取引先名等の経営上又は取引上の秘密に関する情報であって、公にすることにより法人等の公正な競争上の利益が損なわれると認められるもの

イ 経営方針、人事、組織、経理等の内部管理に属する情報であって、公にすることにより、法人等の公正な事業運営が損なわれると認められるもの

ウ 競争又は内部管理の概念でとらえられない情報であって、公にすることにより法人等の名誉、信用、社会的評価、社会活動の自由等が損なわれると認められるもの

(3) 条例第6条第6号について

条例第6条第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、事務又は事業の性質上、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、非公開とすることを定めている。

このうち、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、例えば、監査、検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるものが該当する。

また、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求される。

2 対象公文書における非公開情報該当性について

(1) 対象公文書1ないし5について

対象公文書1ないし5は、実施機関が苦情申立てを受けて異議申立人に行った調査の項目、苦情申立人の主張内容、調査時の聴取内容及び書

類確認内容が記載されている文書である。

ア 条例第6条第1号の該当性について

異議申立人は、対象公文書2を除く本件係争部分が公開されると特定の個人が識別されると主張し、本件係争部分の全部を非公開とするよう求めているので、以下検討する。

(ア) 本件係争部分について、異議申立人はその全体の記述内容から特定の個人を識別できる情報が記載されていると主張している。

しかし、本件係争部分からは、苦情等の申立ての事実やそれに対する実施機関及び異議申立人の何らかの対応等があったことはいかがい知れるものの、特定の個人を識別できる情報は記載されていない。

(イ) また、その情報だけでは特定の個人を識別できないが、他の情報と比較的容易に関連づけることができ、そのことにより、間接的に特定の個人を識別できる場合について、異議申立人は、本件係争部分を苦情申立人が見れば、特定の個人を識別できる情報が記載されていると主張している。

しかし、苦情申立人は本件苦情にかかる当事者であり、「他の情報」に苦情申立人が有する情報を含むとして同号の識別性を判断することは相当ではなく、特別の情報をもっている関係者以外の一般人が入手できる情報を基準に判断すべきである。

本件係争部分については、一般人が入手できる情報から間接的に特定の個人を識別できるとは言えない。

(ウ) よって、(ア)、(イ)により、本件係争部分については、条例第6条第1号に該当しない。

イ 条例第6条第2号の該当性について

異議申立人は、本件係争部分が公開されると、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張し、本件係争部分の全部を非公開とするよう求めているので、以下検討する。

(ア) 異議申立人は、本件係争部分には苦情申立人の主張内容やそれに対する異議申立人及び委託元の対応等並びに異議申立人の内部の管理体制等に関わる事項が詳細に記載されているため、異議申立人が事業活動を遂行する上で公にされることなく保護されるべきノウハウ又は内部管理情報にあたりと主張している。

しかし、本件係争部分については、異議申立人の共済契約業務における法令やそれらに基づく内部規定で定められた手続が踏まれ

ているかについて確認した内容が記載されているものであり、苦情申立てへの対応に係るノウハウ情報及び異議申立人や委託元の内部管理情報には該当しない。

- (イ) また、異議申立人は、本件係争部分が公開され、当該苦情申立てがなされた事実及び実施機関から調査がなされた事実が明らかになった場合、仮にこれが真実とは異なる場合でも異議申立人の業務に対する社会的評価及び信用が低下すると主張している。

しかし、一般向けの共済契約を提供する事業者において、何らかの苦情が寄せられることや、当該苦情について、監督権限を有する行政機関等が関係者に事実確認のための聞き取り等を実施することは通常想定できるものであり、当該苦情申立て及び苦情申立てを受けて実施機関が調査を行った事実が明らかになることをもって、異議申立人の社会的評価や信用が害されるとは言えない。

- (ウ) 異議申立人は、本件係争部分が公開されると、苦情申立てに対する異議申立人の内部的な対応方針や見解等を開示されることになり、異議申立人及び委託元の内部方針が事前に覚知され、今後の適正な争訟活動が妨げられると主張している。

しかし、本件係争部分は、共済契約に係る事務において、法令や法令等に基づく内部規定で定められた手続が踏まれているかを確認した内容が記載されているものであり、本件苦情に係る異議申立人の内部的な対応方針や見解等が詳細に記載されているものではなく、異議申立人の適正な争訟活動が妨げられるものとは言いえない。

- (エ) よって、(ア)、(イ)、(ウ)により、本件係争部分については、条例第6条第2号に該当しない。

ウ 条例第6条第6号の該当性について

異議申立人は、本件係争部分が公開されると、実施機関の調査方法及びその過程等の詳細をうかがい知ることができる情報が記載されていること、苦情申立ての事実及びその対応が開示されると、実施機関の任意の調査に容易に応じることができなくなること、及び争訟に発展しうる案件において実施機関に正確な情報を提供できなくなることから、実施機関の指導・監督権限に基づく監査、調査等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると主張し、本件係争部分の全部を非公開とするよう求めている。

しかし、本件係争部分は実施機関の指導・監督権限に基づき実施し

た特定の事案に関する調査に関する内容が記載されたものであり、実施機関が行う調査の実施先や調査手法は普遍的なものではないことから、公開されることで直ちに実施機関の事務の適正な遂行に支障があるとは言えない。

よって、本件係争部分は、条例第6条第6号には該当しない。

エ 以上のことから、ア、イ、ウにより、本件係争部分を公開とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 対象公文書6

対象公文書6は、異議申立人が苦情申立人に送付した連絡文書の写しを、苦情申立人が実施機関に提出したものであり、その内容からは、本件該苦情申立てについて、異議申立人が一定の対応をとることがうかがい知れるものである。

ア 条例第6条第1号の該当性について

本件係争部分にかかる第6条第1号該当性の判断については上記(1)アと同様であり、条例第6条第1号には該当しない。

イ 条例第6条第2号の該当性について

異議申立人は、本件係争部分が公開されると、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張し、本件係争部分の全てを非公開とするよう求めているので、以下検討する。

(ア) 異議申立人は、本件係争部分が公開されると、苦情申立人の主張内容やそれに対する異議申立人及び委託元の対応並びに異議申立人の内部の管理体制等に関わる事項が詳細に記載されているため、異議申立人が事業活動を遂行する上で公にされることなく保護されるべきノウハウ又は内部管理情報にあたりと主張している。

しかし、本件係争部分からは、異議申立人がいずれかの者と対立関係にあり、一定の対応をとる可能性があることが明らかになるものの、一般向けの共済契約を提供する事業者における苦情対応として特別な内容が記載されているものではなく異議申立人及び委託元の具体的な対応方針等が明らかになるものではないため、苦情申立てへの対応に係るノウハウ情報及び内部管理情報には該当しない。

(イ) また、異議申立人は、本件係争部分が公開され、当該苦情申立てがなされた事実が明らかになった場合、仮にこれが真実とは異なる場合でも異議申立人の業務に対する社会的評価及び信用が低下すると主張している。

しかし、このことについては、(1)イ(イ)と同様に、一般向けの共済契約を提供する事業者において、何らかの苦情が寄せられることは通常想定されるものであり、当該苦情申立てがあった事実が明らかになることをもって、異議申立人の社会的評価や信用が害されるとは言えない。

- (ウ) 異議申立人は、本件係争部分が公開されると、苦情申立てに対する異議申立人の内部的な対応方針や見解等を開示されることになり、異議申立人及び委託元の内部方針が事前に覚知され、今後の適正な争訟活動が妨げられると主張している。

しかし、上記(ア)と同様に、異議申立人がいずれかの者と対立関係にあり、一定の対応をとる可能性があることが明らかになるものの、一般向けの共済契約を提供する事業者における苦情対応として特別な内容が記載されているものではなく異議申立人及び委託元の具体的な対応方針等が明らかになるものではないため、異議申立人の適正な争訟活動が妨げられるものではない。

- (エ) よって、(ア)、(イ)、(ウ)により、本件係争部分については、条例第6条第2号に該当しない。

ウ 以上のことから、ア、イにより、本件係争部分を公開とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 対象公文書7

対象公文書7は、苦情申立人が実施機関に苦情を申し立てた際の応対記録及び実施機関の今後の対応方針が記載されている文書である。

ア 条例第6条第1号の該当性について

本件係争部分にかかる第6条第1号該当性の判断については、(1)アと同様であり、条例第6条第1号には該当しない。

イ 条例第6条第2号の該当性について

- (ア) 異議申立人は、本件係争部分が公開されると、苦情申立人の主張内容やそれに対する異議申立人及び委託元の対応並びに異議申立人の内部の管理体制等に関わる事項が詳細に記載されているため、異議申立人が事業活動を遂行する上で公にされることなく保護されるべきノウハウ又は内部管理情報にあたりと主張している。

しかし、当該文書には、苦情申立人が異議申立人の監督官庁である実施機関に苦情を申し立てた内容や実施機関の対応方針等が記載されているのであり、異議申立人の苦情申立てへの対応に係るノウハウ情報及び内部管理情報には該当しない。

(イ) また、異議申立人は、本件係争部分が公開され、当該苦情申立てがなされた事実が明らかになった場合、仮にこれが真実とは異なる場合でも異議申立人の業務に対する社会的評価及び信用が低下すると主張している。

しかし、このことについては、(1)イ(イ)と同様に、一般向けの共済契約を提供する事業者において、何らかの苦情が寄せられることや、当該苦情について、監督権限を有する行政機関等が関係者に事実確認のための聞き取り等を実施することは通常想定されるものであり、当該苦情申立て及び苦情申立てを受けて実施機関が調査を行う可能性があることが明らかになることをもって、異議申立人の社会的評価や信用が害されるとは言えない。

(ウ) 異議申立人は、本件係争部分が公開されると、苦情申立てに対する異議申立人の内部的な対応方針や見解等を開示されることになり、異議申立人及び委託元の内部方針が事前に覚知され、今後の適正な争訟活動が妨げられると主張している。

しかし、当該文書には、苦情申立人が異議申立人の監督官庁である実施機関に苦情を申し立てた内容や実施機関の対応方針が記載されているのであり、異議申立人の対応方針が記載されているものではないため、異議申立人の主張はあたらない。

(エ) よって、(ア)、(イ)、(ウ)により、本件係争部分については、条例第6条第2号に該当しない。

(4) 対象公文書8、9及び17について

対象公文書8、9及び17は、それぞれ異議申立人の共済契約業務に関する委託元との契約書、当該契約書に基づき異議申立人が共済契約募集業務に従事する者を委託元に届け出た文書及び共済契約業務における保管資料・保管期限の一覧表である。

ア 条例第6条第1号の該当性について

異議申立人は、対象公文書17を除く本件係争部分が公開されると、苦情申立人が見れば、実施機関が非公開としている個人名を識別できると主張している。

しかし、当該主張に対する第6条第1号該当性の判断については、(1)ア(イ)と同様であり、一般人が入手できる情報から間接的に特定の個人を識別できるとは言えないため、第6条第1号に該当しない。

イ 条例第6条第2号の該当性について

異議申立人は、本件係争部分について、共済業務にかかる異議申立

人の内部管理にかかる業務上のノウハウが記載されており、公にされると法人の正当な利益を害するおそれがあると主張している。

しかし、本件係争部分には異議申立人の共済契約業務にかかる委託契約内容等について記載されているものの、その内容は法令やそれらに基づく内部規定等で定められた業務執行方法、手順に沿って行われる契約業務に必要な手続きに関するものであり、公開されることで異議申立人の業務上のノウハウが明らかになるものではないし、公正な事業運営が損なわれる内部管理情報が公にされるものとはまでは言えないため、第6条第2号には該当しない。

ウ 条例第6条第6号の該当性について

異議申立人は、本件係争部分について、第三者に公開される可能性について言及がない中、任意で提出した文書が開示されると、今後任意調査に容易に応じることができなくなり、実施機関の監査、検査等において正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとともに、実施機関の指導監督権限に基づく調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

しかし、公文書公開請求においては、任意で提出された資料であったとしても、その情報の一般的な性質から客観的に判断して非公開情報該当性を判断することになる。

また、本件について考えるに、実施機関が行う調査の実施先や調査手法は普遍的なものではないため、当該文書が公開されることで他の事案において調査対象者の協力を得られなくなる等、直ちに実施機関の事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは言えず、本件係争部分は、条例第6条第6号には該当しない。

エ 以上のことから、ア、イ、ウにより、本件係争部分を公開とした実施機関の判断は妥当である。

(5) 対象公文書 10 ないし 16 について

対象公文書 10 ないし 16 は、異議申立人と苦情申立人との間で締結した共済契約にかかる書類である。

ア 条例第6条第1号の該当性について

本件係争部分について審議会で検分したところ、対象公文書 10 において苦情申立人の車台番号が公開されているが、車台番号が公になれば自動車登録番号と併せて明示することで自動車の登録事項等証明書の交付請求が可能となり、車両保有者である苦情申立人の氏名が識別できるおそれがある。また、車台番号は、車両のボンネットを開

放したり、一部部品を分解するなどしなければ確認できない位置に打刻されているのが通常であり、所有者や使用者以外の者が容易に確認できるものではないため、条例第6条第1号に該当し、当該部分については非公開とすべきである。

その他の部分にかかる条例第6条第1号該当性の判断については、(1)アと同様であり、条例第6条第1号には該当しない。

イ 条例第6条第2号の該当性について

本件係争部分にかかる第6条第2号該当性の判断については、対象公文書15を除いて(4)イと同様である。

また、対象公文書15については、異議申立人が苦情申立人宛てに共済掛金の振込先を通知し、振込を依頼するために送信した文書であり、それ自体から苦情申立ての有無やその対応方針等がわかるものではないため、実施機関が非公開とした部分を除くと法人の正当な利益を害するものではない。

よって、本件係争部分は第6条第2号には該当しない。

ウ 条例第6条第6号の該当性について

本件係争部分にかかる第6条第6号該当性の判断については、(4)ウと同様であり、条例第6条第6号には該当しない。

エ 以上のことから、ア、イ、ウにより、本件係争部分のうち、苦情申立人の車台番号は非公開とすべきであるが、その他の部分を公開とした実施機関の判断は妥当である。

(6) 対象公文書18について

対象公文書18は、委託元の顧問弁護士が苦情申立人に送付した内容証明郵便及びその写しを委託元が異議申立人に送付した文書である。

ア 条例第6条第1号該当性について

本件係争部分にかかる第6条第1号該当性の判断については、(1)アと同様であり、条例第6条第1号には該当しない。

イ 条例第6条第2号該当性について

異議申立人は、本件係争部分が公開されると、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張し、本件係争部分の全部を非公開とするよう求めているので、以下検討する。

(ア) 異議申立人は、(1)イ(ア)と同様の主張をしているが、本件係争部分のうち、弁護士事務所の名称、所属弁護士名、所在地、及び連絡先については、委託元及び弁護士事務所の取引上の秘密に関する情報であって、公にすることにより両者の公正な事業運営が損

なわれると認められるため、条例第6条第2号に基づき非公開とすべきである。

その他の部分については、委託元が共済金の支払に関して苦情を申し立てられ、顧問弁護士を通じてその対応にあたっていることや、そのことについて異議申立人と情報共有をしていることはいずれも、その具体的な対応方針を特定できるものではないため、苦情申立てへの対応に係るノウハウ情報又は内部管理情報には該当しない。

- (イ) また、異議申立人は、(1)イ(イ)と同様の主張をしているが、一般向けの共済契約を提供する事業者において、何らかの苦情が寄せられることは通常想定できるものであり、その対応に顧問弁護士があたっている事実が明らかになっても、異議申立人の委託元の社会的評価や信用が害されるとは言えない。
- (ウ) また、異議申立人は、(1)イ(ウ)と同様の主張をしているが、本件係争部分からは、委託元が共済金の支払に関して苦情を申し立てられ、顧問弁護士を通じてその対応にあたっていることはいずれも、その具体的な内容や対応方針を特定できるものではないため、異議申立人の主張は当たらない。
- (エ) よって、(ア)、(イ)、(ウ)により、本件係争部分のうち、弁護士事務所の名称、所属弁護士名、所在地、及び連絡先を除き、条例第6条第2号に該当しない。

ウ 条例第6条第6号の該当性について

本件係争部分にかかる第6条第6号該当性の判断については、(4)ウと同様である。

エ 以上のことから、ア、イ、ウにより、本件係争部分のうち、弁護士事務所の名称、所属弁護士名、所在地、及び連絡先は非公開とすべきであるが、その他の部分を公開とした実施機関の判断は妥当である。

3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(別表)

対象公文書	実施機関が公開とした部分(本件係争部分)	左についての審議会の判断
1 調査項目(個別契約事項)	苦情申立人及び異議申立人等の従業員等の氏名(条例第6条第1号該当)を除く部分	原決定のとおり
2 調査項目(一般事項)	全部	原決定のとおり
3 苦情申立人の主張	異議申立人等の従業員等の氏名(第6条第1号該当)を除く部分	原決定のとおり
4 調査結果(個別契約事項)	苦情申立人の氏名及び異議申立人等の従業員等の職氏名(第6条第1号該当)を除く部分	原決定のとおり
5 調査結果(一般的事項)	異議申立人の従業員等の職氏名(第6条第1号該当)を除く部分	原決定のとおり
6 異議申立人が苦情申立人に送付した連絡文書	苦情申立人が属する法人名、苦情申立人の役職及び氏名、並びに異議申立人等の従業員等の職氏名及び印影(第6条第1号該当)を除く部分	原決定のとおり
7 実施機関と苦情申立人の面談概要及び今後の対応	苦情申立人及び異議申立人等の従業員等の氏名(第6条第1号該当)を除く部分	原決定のとおり
8 共済代理所委託契約書	連帯保証人の住所、氏名及び印影(第6条第1号該当)並びに異議申立人等の印影(同条第2号該当)を除く部分	原決定のとおり
9 共済募集人届出	異議申立人等の従業員等の氏名、生年月日、住所、及び連絡先(第6条第1号該当)並びに異議申立人の印影(同条第2号該当)を除く部分	原決定のとおり
10 自動車共済契約申込書	苦情申立人が属する法人名、苦情申立人の役職、氏名及び連絡	以下の部分は非公開とすべき。

	先、異議申立人の従業員等の氏名及び印影(第6条第1号該当)並びに苦情申立人が属する法人の印影及び口座情報、異議申立人の口座情報(同条2号該当)を除く部分	・苦情申立人が保有する車両の車台番号
11 自動車共済契約状況一覧	苦情申立人が属する法人名(第6条第1号該当)を除く部分	原決定のとおり
12 契約に係る共済掛金比較表	苦情申立人が属する法人名(第6条第1号該当)を除く部分	原決定のとおり
13 共済掛金等領収報告票	苦情申立人が属する法人名並びに異議申立人等の職員の氏名及び印影(第6条第1号該当)を除く部分	原決定のとおり
14 共済掛金等領収証	苦情申立人が属する法人名(第6条第1号該当)を除く部分	原決定のとおり
15 掛金振込先口座の連絡文書	苦情申立人が属する法人名及び連絡先(第6条第1号該当)並びに異議申立人の口座情報(同条第2号該当)を除く部分	原決定のとおり
16 分割共済掛金確認書	契約者及び募集人の氏名(第6条第1号該当)並びに契約法人名(同条第2号該当)を除く部分	原決定のとおり
17 保管資料一覧表と保管期限	全部	原決定のとおり
18 異議申立人の委託元の関係先から苦情申立人への連絡文書	苦情申立人の氏名並びに苦情申立人が属する法人の名称及び所在地(第6条第1号該当)並びに弁護士の印影(同条第2号該当)を除く部分	以下の部分は非公開とすべき。 ・弁護士事務所の名称、所在地、連絡先、及び弁護士氏名

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 26 年 7 月 23 日	・ 諮問書の受領
平成 26 年 8 月 20 日	・ 実施機関から意見書を受領
平成 26 年 9 月 4 日	・ 異議申立人から意見書を受領
平成 26 年 12 月 3 日 第 1 部会 (第 29 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 異議申立人から意見聴取 ・ 審議
平成 27 年 1 月 21 日 第 1 部会 (第 30 回)	・ 審議
平成 27 年 3 月 11 日 第 1 部会 (第 31 回)	・ 審議
平成 27 年 3 月 17 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 1 部会

部会長 井 上 典 之

委 員 内 橋 一 郎

委 員 申 吉 浩

委 員 園 田 寿

委 員 山 下 和 良